

## 日本福祉心理学会 学生・院生学会発表奨励金制度に関する内規

日本福祉心理学会 研究・研修推進委員会

制定：令和 6年 4月 1日

第1条 日本福祉心理学会（以下「本学会」という。）の学生・院生学会発表奨励金制度取扱要項に基づき、この運用内規を定める。

第2条 本学会は学生会員、及び正会員のうち大学院生である者が本学会の年次大会で研究報告を行う際、それにかかる旅費等の一部を支援する研究発表奨励金を本学会 web サイト等で公募する。

第3条 応募資格は本学会の学生会員、及び正会員のうち大学院生の者、個人とし、当該年次大会において筆頭発表者として発表予定の者とする。応募に際して大会参加、及び研究発表の申し込みが所定の手続きを経て行われていることを条件とするため、大会事務局に当該申請者の参加、発表申し込み状況について照会する。

第4条 本会 学生・院生学会発表奨励金は個人を対象とし、5万円/回を助成するが、助成対象者の上限を4名とする。4名を超えた場合には要項に示す通り、①学生会員、正会員を通じて、学会員としての期間が長い者、②本助成を受けた回数が少ない者（本助成を受ける回数の上限は2回とする）、③学年が低い者、④年次大会開催地から遠方の大学等に所属する者。ただし、その基準は研究・研修推進委員会が設置する選考委員会でその年ごとに定める、⑤同等の条件の申請者がいた場合には抽選とする、という規定に則り、対象者を選定する。

第5条 研究・研修推進委員会は選考委員会を設置し、第4条の選考を行うが、その際、あらかじめ選考委員を4名程度選任し、常任理事会の承認を得る。選考はこの選考委員の協議により行い、委員は審議内容を口外してはならない。また申請者と同じ大学であることなど明確な利害関係が存在する場合、選考委員はその旨申し出、当該申請者の審査に加わらないこととする。

第6条 本会理事長は、前条の委員会からの報告を常任理事会に諮問し、その承認を得て採択者を決定する。

第7条 助成を受けたものは期日までに所定の報告書を用いて報告を行うことが求められるが、所定の報告がない場合、あるいは学会発表を中止した場合には常任理事会で審議のうえ、助成を取り消す場合がある。なお、その場合は当該申請者に対して研究・研修推進委員長が聞き取りを行い、事由を常任理事会に報告する。

第8条 本運用内規の改廃は、常任理事会の審議を経て、理事長が行う。